



鳥取県石綿健康被害防止条例等 改正内容説明会及び講習会

平成26年6月13日(金)午後2時から午後5時
鳥取県生活環境部水・大気環境課

本日の内容

- ▶ **鳥取県石綿健康被害防止条例等の改正内容について**
 - ▶ **石綿障害予防規則の改正説明**
 - ▶ **解体工事における事前調査について（講習）**
- 

鳥取県石綿健康被害防止条例及び 同施行規則の改正内容について

- 1 条例のあらまし
 - 2 条例改正の背景
大気汚染防止法の改正（概要）
 - 3 条例改正内容
 - (1)届出等の義務者の変更（改正のポイント①）
 - (2)事前調査結果の説明等（改正のポイント②）
 - (3)事業者が行う調査等（改正のポイント③）
 - (4)その他（改正のポイント④）
 - 4 大気汚染防止法の作業基準に新たに規定された
粉じん測定等について
 - 5 その他
- 

1 条例のあらまし

- ▶ 平成17年に社会問題となった「クボタショック」の後、大気汚染防止法による規制が強化されました。これと同時期、鳥取県では「**鳥取県石綿による健康被害を防止するための緊急措置に関する条例**」を制定し、大気汚染防止法で規制されていない石綿除去作業についても独自の規制を行ってきたところ。

- 大気汚染防止法で規制されていない**石綿成形板や石綿セメント管の除去作業についても、事前の届出を義務付け**
- 除去作業によって排出される石綿含有材料等の処理予定量の届出および処理状況の報告を義務付け 等

2 条例改正の背景

大気汚染防止法の改正

(平成25年6月21日公布、平成26年6月1日施行)

(1) 特定粉じん排出等作業を伴う建設工事の実施の届出義務者の変更

特定粉じん排出等作業（吹付け石綿等が使用されている建築物等を解体し、改造し、又は補修する作業をいう。以下同じ。）を伴う建設工事の実施の届出について、解体等工事の発注者又は自主施工者が行うべきこととされた。

(2) 解体等工事の事前調査の結果等の説明等

解体等工事の発注者から解体等工事を請け負う受注者は、当該工事が特定工事（特定粉じん排出等作業を伴う建設工事をいう。）に該当するか否かの調査を実施し、その結果及び届出事項を発注者に書面で説明するとともに、その結果等を解体等工事の場所に掲示しなければならないこととされた。

(3) 報告及び検査の対象拡大

都道府県知事等による報告徴収の対象に、届出がない場合を含めた解体等工事の発注者・受注者又は自主施工者を、また都道府県知事等による立入検査の対象に解体等工事に係る建築物等を、それぞれ加える。

(4) 作業基準の改正

<環境省作成資料より抜粋>

大気汚染防止法（第18条の15第1項及び第2項）

(1) 特定粉じん排出等作業を伴う建設工事の実施の届出義務者の変更

○変更する目的と期待される効果

- ・発注者が契約上優位な立場にあることを背景に、施工業者に対してできるだけ低額、短期間の工事を求め、施工業者がこれに従わざるを得ないことや、施工業者も低額、短期間の工事を提示することで契約を得ようとする事により、**届出がなされないことが問題となっている。**
- ・工事を請け負おうとする建設業者から届出事項に関しての説明を受けた発注者に、届出義務を課すことが適当。
- ・契約上優位な立場にある発注者に届出が義務付けられることにより、事前調査や届出が円滑に進むと考えられる。

＜環境省作成資料より抜粋＞

大気汚染防止法（第18条の15第1項及び第3項） 特定粉じん排出等作業の実施の届出

- 届出の時期・・・作業開始の14日前まで
- 届出事項
 - ①届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - ②特定工事を施工する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、
その代表者の氏名 追加
 - ③特定工事の場所
 - ④特定粉じん排出等作業の種類（解体作業、改造・補修作業等）
 - ⑤特定粉じん排出等作業の実施期間
 - ⑥特定建築材料の種類（吹付け石綿、断熱材、保温材、耐火被覆材）並びに
その使用箇所及び使用面積
 - ⑦特定粉じん排出等作業の方法（除去、囲い込み、封じ込め、その他）
 - ⑧建築物等の概要、配置図及び付近状況
 - ⑨特定粉じん排出等作業の工程を明示した特定工事の工程の概要
 - ⑩現場責任者の氏名及び連絡先
 - ⑪下請負人が特定粉じん排出等作業を実施する場合、下請負人の現場責任者の
氏名及び連絡場所

大気汚染防止法（第18条の17第1項及び第3項）

(2) 解体等工事の事前調査の結果等 (事前調査の義務づけ)

○義務化する目的と期待される効果

- ・ **建築物の解体工事等（改造、補修を含む）に先立ち、適切な事前調査を行い特定建築材料の使用状況を把握することにより、飛散リスクに適切に対応できる仕組みを構築するため、大防法において事前調査の実施を義務付ける必要がある。**
- ・ **発注者が届出等の義務を確実に果たせるよう、建設業者に発注者への調査結果の説明を義務付けるなど、専門的知識を有する建設業者から発注者への支援が必要である。**

→ 適切な届出、石綿の飛散防止対策の実施につながる。

＜環境省作成資料より抜粋＞

大気汚染防止法（第18条の17第1項）
事前調査結果等の説明

● **請負業者（受注者）の調査結果等の説明**

- ① **解体等工事の受注者は、当該工事が特定工事に該当するか否かについて調査し、その結果を書面を交付して発注者に説明。**

➤ **調査を終了した年月日、調査の方法、調査の結果**

- ② **調査の結果、特定工事に該当する場合は、届出に必要な事項を書面を交付して発注者に説明。**

➤ **説明の時期**

説明は、解体等工事の開始の日までに（当該解体等工事が特定工事に該当し、かつ、特定粉じん排出等作業を当該特定工事の開始の日から14日以内に開始する場合は、当該特定粉じん排出等作業の開始の日の14日前までに）行うものとする。ただし、災害その他非常の事態の発生により解体等工事を緊急に行う必要がある場合は、速やかに行うものとする。

大気汚染防止法（第18条の17第1項） 事前調査結果等の説明

- 届出の時期・・・作業開始の14日前まで

- 届出事項

- ①届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- ②特定工事を施工する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- ③特定工事の場所

請負業者（受注者）の説明事項

- ④特定粉じん排出等作業の種類（解体作業、改造・補修作業等）
- ⑤特定粉じん排出等作業の実施期間
- ⑥特定建築材料の種類（吹付け石綿、断熱材、保温材、耐火被覆材）並びにその使用箇所及び使用面積
- ⑦特定粉じん排出等作業の方法（除去、囲い込み、封じ込め、その他）
- ⑧建築物等の概要、配置図及び付近状況
- ⑨特定粉じん排出等作業の工程を明示した特定工事の工程の概要
- ⑩現場責任者の氏名及び連絡先
- ⑪下請負人が特定粉じん排出等作業を実施する場合、下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所

大気汚染防止法（第18条の17第4項）

(2) 解体等工事の事前調査の結果等の説明等 (事前調査結果の掲示の義務づけ)

○義務化する目的と期待される効果

- ・ **周辺住民への情報開示について**
事前調査の結果等の更なる情報開示が必要ではないかとの指摘もあり、今回検討している制度改正に伴い、現場での掲示を含む情報開示についても、追加すべきものがないか、検討する必要がある。

**→周辺住民とのリスクコミュニケーションの増進に向けた
取組の推進**

＜環境省作成資料より抜粋＞

事前調査の結果の掲示

- **調査結果の掲示（受注者又は自主施工者が実施）**
受注者又は自主施工者は、解体等工事を施工するときは、調査結果を掲示しなければならない。

➤ 掲示は、掲示板を設けることにより行うこと

- **掲示場所**
公衆に見やすいように掲示

- **掲示内容**
調査の結果 その他環境省令で定める事項

➤ 調査を行った者の氏名又は名称、住所、法人の代表者の氏名
調査を終了した年月日
調査の方法
特定工事に該当する場合は、特定建築材料の種類

大気汚染防止法（第26条第1項）
(3) 報告及び検査の対象拡大

○ **改正する目的**

- ・ 届出が提出されていない建築物等の解体・改造・補修現場に対しては、都道府県等が石綿飛散のおそれがあると判断した場合や、近隣住民の通報等があった場合においても、特定工事に該当することが判明していない限り、大防法による立入検査の実施が困難であり、作業基準の遵守を求めることが難しいという問題がある。
→都道府県等の立入検査権限の対象を拡大

<環境省作成資料より抜粋>

（4）作業基準の改正

作業基準（法第18条の14）

- ・ 特定粉じん排出等作業実施の掲示板の設置
- ・ 作業場の隔離
- ・ 前室の設置
- ・ 負圧に保ち、HEPAフィルタを付けた集じん・排気装置を使用して排気
- ・ 除去する特定建築材料を薬液等により湿潤化
- ・ 除去後、特定粉じんの飛散を抑制するため薬液等を除去部分に散布
- ・ 作業場内の特定粉じんを除いた後、十分な換気をし、隔離を解く
- ・ 作業場及び前室の負圧確認、集じん・排気装置の稼働確認

改正

3 県条例改正の主な内容

(1)届出等の義務者の変更(改正のポイント①)

- ・事前調査結果の報告義務者の変更
- ・石綿粉じん排出等作業実施の届出義務者の変更

(2)事前調査結果の説明等(改正のポイント②)

- ・事前調査結果の報告の説明及び掲示の義務づけ

(3)事業者が行う調査等(改正のポイント③)

- ・集じん・排気装置の排出口における調査方法の変更

(4)その他(改正のポイント④)

(1)届出等の義務者の変更(改正のポイント①)

➤事前調査結果の報告者を**工事施工者から工事発注者に変更**

事前調査結果の報告(条例第6条の4関係)

平成8年までに建築された耐火建築物の解体工事については、石綿の有無に関わらず、事前調査結果について知事に報告。

●報告の時期…作業開始の14日前まで

●報告事項(規則様式第1号)

①氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

②**報告対象工事を施工する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名(新設)**

③対象となる建築物等の概要

④工事の実施の期間

⑤吹付け石綿に係る条例第6条の2第1項又は大気汚染防止法第18条の17第1項の規定により実施した調査の方法及び結果

⑥現場責任者の氏名及び連絡先

⑦下請負人が作業を実施する場合、下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所

⑧**事前調査結果の説明を受けた年月日(新設)**

その他、付近の見取図、配置図及び平面図等を添付

▶石綿粉じん排出等作業の実施の届出者**工事施工者から工事発注者に変更**

石綿粉じん排出等作業の実施の届出(条例第7条関係)

石綿含有材料等が使用されている建築物等に係る一定規模以上の解体、改修、補修工事について届出が必要。

・届出の時期・・・作業開始の14日前まで

・届出事項(規則様式第2号)

①氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

②届出対象工事を施工する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名(新設)

③届出対象工事の場所

④石綿粉じん排出等作業の種類

⑤作業実施の期間

⑥建築物等の部分における石綿含有材料等の種類並びにその使用箇所及び使用数量

⑦作業の方法

⑧作業対象建築物等の構造

⑨現場責任者の氏名及び連絡先

⑩下請負人が作業を実施する場合、下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所

⑪事前調査結果の説明を受けた年月日(新設)

その他、付近の見取図、配置図及び工程表等を添付

(参考)石綿粉じん排出等作業実施の届出が必要建材の種類

届出が必要な建材の種類	
石綿成形板	作業に係る部分の床面積※の合計が10m ² （建築基準法に基づく除却届と同程度）を超え、かつ、当該作業により撤去する石綿成形板の面積の合計が10m ² を超えるもの ※作業に係る部分の床面積…撤去する石綿成形板が使用されている壁、床、天井等が接する部屋の床面積。屋根に石綿成形板が使用されている場合は、屋根の水平投影面積。
石綿セメント管	管の延長が10mを超えるもの（石綿成形板に係る要件と同程度）

(2) 事前調査結果の説明及び揭示 (改正のポイント②)

➤ 工事施工者

石綿含有材料の使用の有無等について調査(事前調査)を行い、その調査結果を、発注者に対し説明することを新たに義務づけ(条例第6条の3第1項)

➤ 発注者

事前調査に協力しなければならないことを規定。
(費用負担等の必要な措置)(条例第6条の2第3項)



事前調査結果の説明の方法等 (条例第6条の3、規則第6条の3)

➤ 工事施工者が発注者に対して説明を実施

- 説明の方法・・・発注者に書面を交付して行う。
- 説明の時期
調査の終了後速やかに実施。
ただし、解体等工事が報告対象工事又は届出対象工事に該当するときは、解体等工事開始の日との間に14日以上の間を置くこと。
- 説明時に書面に記載する項目
 - ・調査を終了した年月日
 - ・調査の方法
 - ・調査の結果
 - ・その他、報告対象工事又は届出対象工事に該当する場合は、別に定める事項を書面に記載し説明が必要

工事施工者は、当該工事が報告対象工事又は届出対象工事に該当する場合、発注者が行う報告又は届出に協力すること。

・報告対象工事に該当する場合 (赤枠の項目を書面に記載し説明を実施)

● 事前調査結果の報告(条例第6条の4関係)

・平成8年までに建築された耐火建築物の解体工事については、石綿の有無に関わらず、事前調査結果について知事に報告。

・報告の時期・・・作業開始の14日前まで

・報告事項(規則様式第1号)

①氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

②報告対象工事を施工する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名(新設)

発注者への説明事項

③対象となる建築物等の概要

④工事の実施の期間

⑤吹付け石綿に係る条例第6条の2第1項又は大気汚染防止法第18条の17第1項の規定により実施した調査の方法及び結果

⑥現場責任者の氏名及び連絡先

⑦下請負人が作業を実施する場合、下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所

⑧事前調査結果の説明を受けた年月日(新設)

その他、付近の見取図、配置図及び平面図等を添付

・届出対象工事に該当する場合 (赤枠の項目を書面に記載し説明を実施)

- 石綿粉じん排出等作業の実施の届出(条例第7条関係)
 - ・石綿含有材料等が使用されている建築物等に係る一定規模以上の解体、改修、補修工事について届出が必要。
 - ・届出の時期・・・作業開始の14日前まで
 - ・届出事項(規則様式第2号)
 - ①氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - ②届出対象工事を施工する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名(新設)
 - ③届出対象工事の場所
 - ④石綿粉じん排出等作業の種類
 - ⑤作業実施の期間
 - ⑥建築物等の部分における石綿含有材料等の種類並びにその使用箇所及び使用数量
 - ⑦作業の方法
 - ⑧作業対象建築物等の構造
 - ⑨現場責任者の氏名及び連絡先
 - ⑩下請負人が作業を実施する場合、下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所
 - ⑪事前調査結果の説明を受けた年月日(新設)
- その他、付近の見取図、配置図及び工程表等を添付

発注者への説明事項

(2) 事前調査結果の説明及び掲示の義務づけ (改正のポイント②)

➤ 工事施工者

事前調査結果について掲示を義務づけ

(県条例第6条の3第2項、県規則第6条の4)

掲示の場所	・当該解体等工事の場所
掲示の時期	・解体等工事開始の日から終了まで。 ・石綿粉じん排出等作業を伴う建設工事(特定工事)の場合は、条例第7条の3第1項に規定による掲示を開始する日まで。
掲示する事項	・調査結果 ・調査を行った者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 ・調査を終了した年月日 ・調査の方法 ・石綿粉じん排出等作業を伴う建設工事に該当する場合は、石綿含有材料等の種類

公衆に見やすいように掲示することが必要

揭示例

建築物の解体等の工事に係る石綿含有材料等の使用有無の調査結果	
調査の結果	(例) 鳥取県石綿健康被害防止条例第7条の2に規定する石綿粉じん排出等作業を伴う建設工事に該当
調査を行った者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	
調査の方法	
調査を終了した年月日	〇〇年 〇〇月 〇〇日
石綿粉じん排出等作業の対象となる建築物等の部分における石綿含有材料等の種類	(例) ・建築物等の部分 〇〇部分 ・種類 耐火被覆材 石綿形成板

(3) 事業者が行う大気中の石綿の飛散状況の調査の方法等の変更(改正のポイント③)

➤ 事業者等が行う調査の方法
(条例第4条第2項、規則第4条)

		改正前	改正後
対象となる工事		吹付け石綿、石綿含有保温材、断熱材、耐火被覆材の除去(特定粉じん排出等作業)のうち2日を超える期間にわたるもの	
調査方法	敷地の境界線	<ul style="list-style-type: none"> 作業前に1回以上、大気中の石綿の濃度を測定 作業中に1回以上、大気中の石綿の濃度を測定 	同左
	前室の入口	<ul style="list-style-type: none"> 作業中に1回以上、大気中の石綿の濃度を測定 	同左
	集じん・排気装置の排気口	<ul style="list-style-type: none"> 作業中に1回以上、大気中の石綿の濃度を測定 	<ul style="list-style-type: none"> 作業開始後、速やかに粉じん濃度を測定
	作業室内	<ul style="list-style-type: none"> 作業後の隔離解除前に1回以上、大気中の石綿の濃度を測定 	同左

(参考)事業者が行う石綿の濃度測定等調査に係る規定

- 調査結果の保存

事業者は調査結果について、記録簿等により50年間保存。

- 記録簿等の閲覧

事業者等は、求めがあるときは記録簿等を閲覧に供すること。

(4) その他(改正のポイント④)

➤ 立入検査等の変更(条例第11条)

知事は、解体等工事の発注者に対し、必要な報告若しくは資料の提出を求めることができることを新たに規定。



鳥取県石綿健康被害防止条例改正後の届出等 (解体等工事を請負業者に発注する場合)

(建築物所有者等)

発注者

○報告・届出

- ・事前調査結果報告
- ・石綿粉じん排出等作業実施届

○事前調査への協力

費用の適正負担、調査に関する必要な措置

○工期、工事費等請負 契約の配慮

(元請業者)

受注者

○事前調査

○発注者への事前調査結果の説明

○事前調査結果の掲示

○報告・届出への協力

○廃棄物処理予定量届

○作業の掲示

○廃棄物の処理状況報告

○石綿濃度等調査

石綿を含有する建築物の解体等に係る届出について

石綿を含有する建築物の解体等を行う際には、次の届出を行う必要があります。

届出の種類	レベル1 ・吹付け石綿	レベル2 ・保温材、断熱材、耐火被覆材	レベル3 ・成形板、セメント管
工事計画届【事業者】 (14日前までに労働基準監督署長に提出) 【安衛法第88条第4項】	○ (耐火/準耐火建築物の除去作業)	-	-
事前調査結果報告書【工事発注者】 (14日前までに生活環境事務所又は各総合事務所生活環境局に提出) 【鳥取県石綿条例第6条の4】	○ (平成8年までに建築された耐火建築物を解体する場合、事前調査の結果を報)		
特定粉じん排出等作業実施届出書 【工事発注者】 (14日前までに生活環境事務所又は各総合事務所生活環境局に提出) 【大防法第18条の15】	○ (除去/封じ込め/囲い込み作業)	○ (除去/封じ込め/囲い込み作業)	-
石綿粉じん排出等作業実施届出書 【工事発注者】 (14日前までに生活環境事務所又は各総合事務所生活環境局に提出) 【鳥取県石綿条例第7条】	-	-	○ (一定規模※を超えるもの)
石綿含有材料等処理予定量届【工事施工者】 (14日前までに生活環境事務所又は各総合事務所生活環境局に提出) 【鳥取県石綿条例第10条】	○	○	○ (一定規模※を超えるもの)
建設リサイクル届 (工事着手7日前までに各市、生活環境事務所又は各総合事務所生活環境局に提出) 【建リ法第10条】	○ (特定建設資材への付着した吹付け石綿等の有無や除去等の措置、その他計画届)		
建築物解体等作業届【事業者】 (作業前に労働基準監督署長に提出) 【石綿則第5条】	○ (封じ込め/囲い込み及び耐火/準耐火建築物以外の除去作業)	○ (除去/封じ込め/囲い込み作業)	-
石綿含有材料等処理状況報告書 【工事施工者】 (処理が終了した日から14日以内に生活環境事務所又は各総合事務所生活環境局に提出) 【鳥取県石綿条例第10条】	○	○	○ (一定規模※を超えるもの)
特別管理産業廃棄物管理責任者設置報告書 【事業者】 (設置後30日以内に生活環境事務所又は各総合事務所生活環境局に提出) 【廃棄物処理法施行細則16条】	○	○	-

※成形板の場合、作業に係る部分の床面積の合計が10平方メートルを超え、かつ、撤去する建材の面積の合計が10平方メートルを超えるもの。セメント管の場合、撤去する管の延長が10メートルを超えるもの。

届出漏れの予防や法の適正執行のため、届出いただいた内容について、関係法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で各法令を所管する機関もしくは部局間で情報提供が行われる場合があります。

4 大気汚染防止法の作業基準に新たに規定された 粉じん測定等について (大気汚染防止法施行規則別表第7、県規則第4条関係)

大気汚染防止法施行規則の改正により、特定粉じん排出等作業について、①～④の作業基準が新たに追加されました。

① 集じん・排気装置の稼働確認

② 作業場及び前室が負圧に保たれていることを確認

③ 粉じんを迅速に測定できる機器を用いて集じん・排気装置が正常に稼働することを確認

④ 確認結果等内容の記録・保存

① 隔離を行った作業場において初めて特定建築材料の除去を行う日の当該除去の開始前に、**使用する集じん・排気装置が正常に稼働することを使用する場所において確認**し、異常が認められた場合は、集じん・排気装置の補修その他の必要な措置を講ずること。



(集じん・排気装置の確認)

- ・フィルタが正常に取り付けられているか
 - ・集じん排気装置の吸気口以外から空気が漏えいしていないか 等
- 異常がある場合
装置の補修、装置の交換等により**異常を解消することが必要**

<環境省作成資料及び「大気汚染防止法の一部を改正する法律の施行等について（平成26年5月29日付環境省水・大気環境局長通知）」より>

②特定建築材料の除去を行う日の当該除去の開始前に、**作業場及び前室が負圧に保たれていることを確認**し、異常が認められた場合は、**集じん・排気装置の補修その他の必要な措置を講ずること**。



(負圧管理の徹底)

- ・作業場に設置した集じん・排気装置を使用した場合に、当該装置が正常に稼働し、作業場及び前室の空気を排出することで両室が負圧となった状態を維持できていることを確認。
- ・集じん・排気装置を可動させた状態で、微差圧計による測定、目視による空気の流れの確認等を行い負圧に保たれていることを確認。

→異常があった場合は、**必要な措置を講じ負圧に保つ**。

<環境省作成資料及び「大気汚染防止法の一部を改正する法律の施行等について（平成26年5月29日付環境省水・大気環境局長通知）」より>

③隔離を行った作業場において初めて特定建築材料の除去を行う日の当該除去の開始後速やかに、使用する集じん・排気装置の排気口において、**粉じんを迅速に測定できる機器を用いることにより集じん・排気装置が正常に稼働することを確認し、異常が認められた場合は、直ちに当該除去を中止し、集じん・排気装置の補修その他の必要な措置を講ずること。**



(集じん・排気装置の正常稼働の確認方法)

- (1) 排気口のダクト内部の粉じん濃度を測定し、**粉じんが検出されないこと。**
- (2) 除去開始後の排気口のダクト内部の粉じん濃度が、除去開始前と比較して**上昇していないこと。**(特定建築材料の除去の開始前に集じん・排気装置を可動させ、排気口のダクト内部の粉じん濃度が一定濃度まで下がって安定したことを確認しておく)

(粉じんを迅速に測定できる機器)

- ・粉じん相対濃度計(デジタル粉じん計)
- ・パーティクルカウンター
- ・繊維状粒子自動測定器(リアルタイムファイバーモニター)

→ 集じん・排気装置が正常に稼働していない場合
除去作業の中止、集じん・排気装置の補修等を講じる。

＜環境省作成資料及び「大気汚染防止法の一部を改正する法律の施行等について(平成26年5月29日付環境省水・大気環境局長通知)」より＞

④これらの確認をした年月日、確認の方法、確認の結果並びに確認した者の氏名並びに確認の結果に基づいて補修等の措置を講じた場合は、当該措置の内容を記録し、その記録を特定工事が終了するまでの間保存すること。

県条例規則第4条により、時間、箇所、調査時の天候を含め記録簿、写真その他の資料に記録し、50年間保存すること。



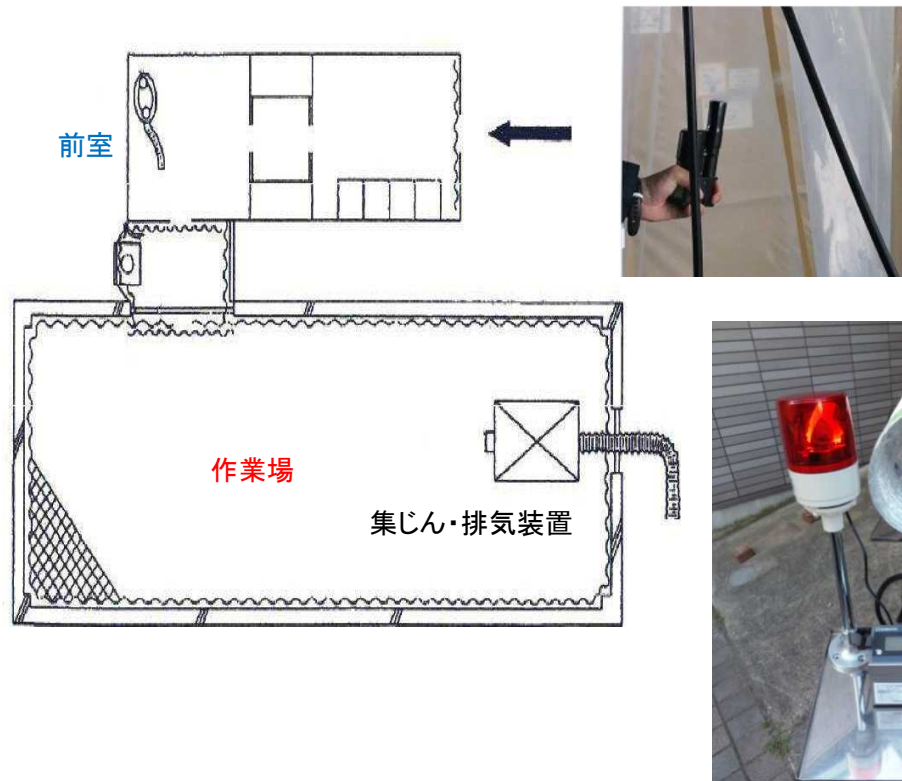
図 3.128 パーティクルカウンター の例



図 3.129 吸引ポンプ内蔵の粉じん相対濃度計の例

＜環境省作成資料及び「建築物の解体等に係る石綿飛散防止対策マニュアル（2014.3）」より＞

作業基準の主な見直し



排気ダクト内の測定時に警告灯を設置した例

- (1) 石綿除去作業の開始前に、作業場及び前室が負圧に保たれていることを確認
- (2) 石綿除去作業の開始前と開始直後に、集じん・排気装置が正常に稼働することを確認
- (3) 確認により異常が認められた場合は、必要な措置を実施
- (4) 確認結果等の記録保存

4 その他

○アスベスト撤去支援事業について

○講習会の御案内 『石綿の暴露防止対策』

1 日時:平成26年9月9日(火)午後1時から4時

**2 場所:鳥取県建設技術センター
(鳥取県倉吉市福庭町2丁目23番地)**

3 内容:・石綿に関する基礎知識及び健康障害
(予定)・石綿粉じんへの暴露防止対策
・大気汚染防止法及び鳥取県石綿健康被害防止
条例の改正内容

**4 申込先:公益財団法人 鳥取県建設技術センターHPからお申込
ください(<http://www.tctcplaza.or.jp/>)**